

「補償金額は足りませんか!？」

保険に入っているにも足りないことに・・・



2020
03.31まで



補償足りない!

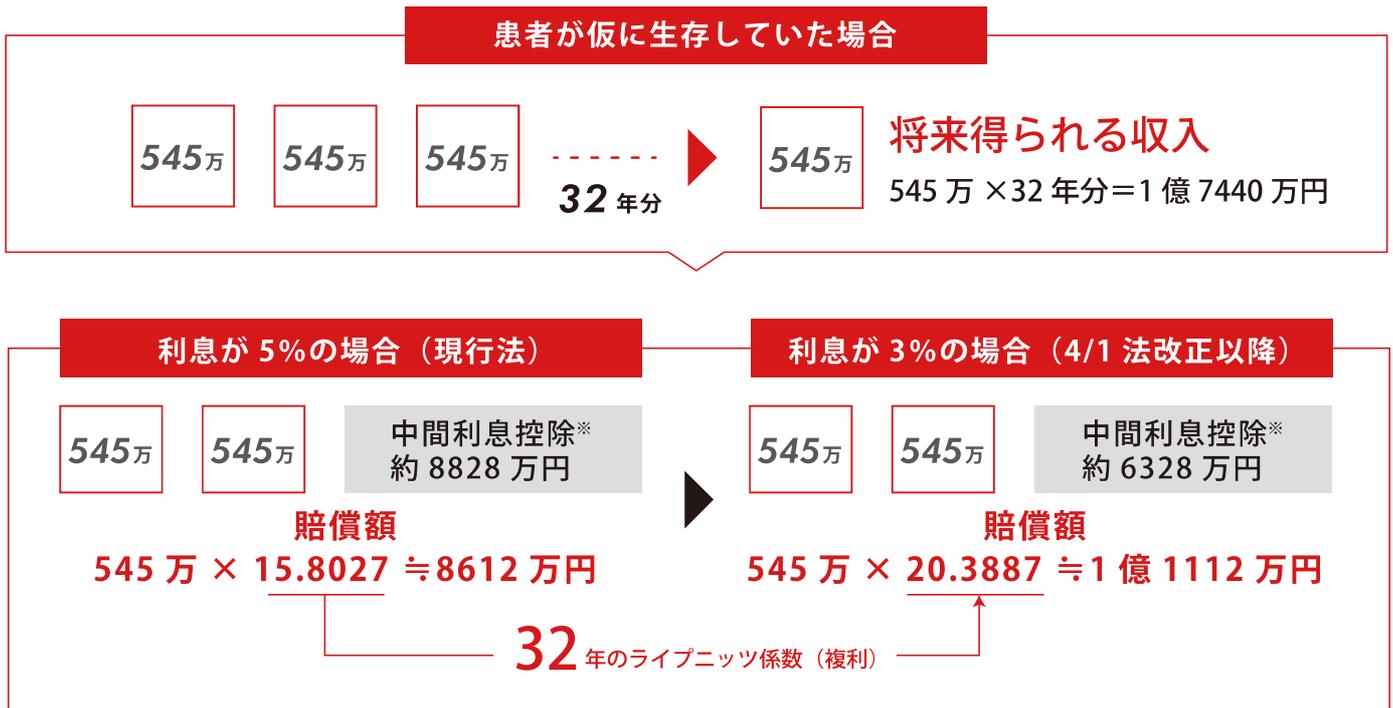
2020
04.01から

2020年4月1日施行の民法改正により
医療訴訟の賠償額が大幅に増加する可能性があります。
今見直せば間に合います。

2020年4月1日民法改正 法定利率変更に伴う賠償金への影響について

2020年4月1日に改正民法が施行され、法定利率が5%→3%へ変更されます。
これに伴い、病院が負う損害賠償額が大きく増えることが予想されます。
仕組みについては以下のとおりです。

(例) 病院側の過失で死亡した患者の逸失利益を算出する場合*生活費控除は省略
・死亡時35歳、就労可能年数32年
・年収545万円 *賃金センサスを参考



※中間利息控除とは 一時金として受け取った賠償金を運用すれば利息（中間利息）が付くので、その利息分をあらかじめ割り戻して支払うというものです。（控除に当たって使用する係数をライブニッツ係数といいます。）

高額賠償の事例

事案概要	改正前賠償額	改正後賠償額	増加額	増加割合	診療科
カテーテルアブレーション実施時に手技上の過失により大動脈を損傷し、心タンポナーデにより死亡した。 48歳男性	¥93,000,000	約¥105,000,000	約¥12,000,000	12.9%	循環器内科
脳疾患に対する不適切な手術操作により、術後脳梗塞を発症し麻痺が残存した。（後遺障害2級） 46歳男性	¥118,000,000	約¥154,000,000	約¥36,000,000	30.5%	脳神経外科
腹腔鏡下で手術時に硬膜外カテーテルがくも膜下腔に迷入し、心肺停止、蘇生後脳症となった。（後遺障害1級） 23歳女性	¥153,000,000	約¥205,000,000	約¥52,000,000	33.9%	外科
急速遂娩の遅延により低酸素脳症となった。（後遺障害1級） 0歳男児	¥178,000,000	約¥275,000,000	約¥97,000,000	54.5%	産婦人科

このチラシは、「医師賠償責任保険制度」の概要をご紹介したものです。
ご加入にあたっては、必ず「重要事項等説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

<p><引受保険会社 担当営業店></p> <p>損害保険ジャパン株式会社 沖縄支店 法人支社 担当：嘉手納、上原</p> <p>〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地3-21-1 國場ビル1F</p> <p>TEL：098-861-4577 FAX：098-864-1580</p>	<p>(問い合わせ先) 取扱代理店</p> <p>株式会社 沖医メディカルサポート 担当：金城、仲宗根、中田</p> <p>〒901-1105 沖縄県島尻郡南風原町字新川218-9</p> <p>TEL：098-888-1241 FAX：098-888-1242</p>
--	---

<募集文書作成担当店>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部第1課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL:03-3349-5113

2019年12月作成

[SJNK19-10758 2019/12/11]